

## 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 会費規程

### 第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(以下、GCNJという)の定款第7条に基づき、当法人の入会金および会費に関する重要な事項を定める。

### 第2条 (入会金)

会員の入会金は不要とする。

### 第3条 (会費の使途と徴収)

会費は、GCNJと国連GCの運営費用、事務所、その他経費等の分担金とする。なお、国連GC分も、GCNJで年会費として一括徴収し、国連GCに分配する方式を取る。

2.正会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1) 企業の一般会員の年会費は、次の通りとする。

| 売上高(ドル)       | 年会費   |
|---------------|-------|
| ≥30b          | 186万円 |
| \$10b - 30b   | 155万円 |
| \$5b - 10b    | 124万円 |
| \$1b - 5b     | 93万円  |
| \$500m - 1b   | 47万円  |
| \$250m - 500m | 31万円  |
| \$50m - 250m  | 16万円  |
| \$25m - 50m   | 14万円  |
| <\$25m        | 10万円  |

(2) 親会社が国連GCに署名している子会社(日本法人)が、単独で加入する場合の年会費は(1)に従い、親会社を通じて加入する場合の一般会員の年会費は10万円/1口として、売上げUS\$50 m以上の企業は20万円、US\$50 m未満の企業は10万円とする。

(3) 企業以外の法人ならびに地方公共団体等の一般会員の年会費は、10万円とする。

(4) 理事会員:

企業は、(1)の会員年会費に追加して、次の理事会員年会費を負担する。

40万円／1口として、売上げUS\$50m以上の企業は2口以上、US\$50m未満の企業は1口以上。

企業以外の法人・地方公共団体等は、(3)の会員年会費に追加して、次の理事会員年会費を負担する。

40万円／1口として、1口以上。

#### (5) 準理事会員：

企業は、(1)の企業会員年会費に追加して、次の準理事会員年会費を負担する。

20万円／1口として、売上げUS\$50m以上の企業は2口以上、US\$50m未満の企業は1口以上。

企業以外の法人・地方公共団体は、(3)の会員年会費に追加して、次の理事会員年会費を負担する。

20万円／1口として、1口以上。

(6) 年度途中に加入した場合の一般会員の年会費は、次に定めるとおりとする。売上げUS\$50m以上の企業は2口、US\$50m未満の企業は1口として、企業以外の法人・地方公共団体等は1口とする。

① 1月加入：1口5万円

② 2月加入：1口2万円

③ 3月加入：1口1万円

3.賛助会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1)企業：1口5万円とし、1口以上とする。

(2)非営利団体：1口3万円とし、1口以上とする。

(3)一般個人：1口1万円とし、1口以上とする。

(4)学生：1口5千円とし、1口以上とする。

#### 第4条（会費の納入）

会員は、前条に規定する会費を別途制定する細則に従い、当該年度8月31日までに1年分を納入する。

2.入会の申し込みをした主体は、当法人の会員規程第5条に定める入会承認後、速やかに当該年度の会費を納入する。

3.会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

#### 第5条（会費の確定）

企業会員は、年会費算定のため毎年5月末までに、直近の会計年度における年間売上高データに基づき、GCNJと国連GCの会員管理システムの入力情報を更新する。新たに入会する場合は、入会時にすみやかに入力する。為替レート換算については、それぞれの決算時または、データ更新時のものを用いてよいものとする。

#### 第6条（本規程の施行）

本規程は、2023年4月1日より施行する。

第7条（本規程の改廃）

本規程の修正および廃案は、理事会において決定する。

附表(1)

| 売上高(ドル)         | 年会費        |
|-----------------|------------|
| ≥30 b           | US\$30,000 |
| \$10 b - 30 b   | US\$25,000 |
| \$5 b - 10 b    | US\$20,000 |
| \$1 b - 5 b     | US\$15,000 |
| \$500 m - 1 b   | US\$7,500  |
| \$250 m - 500 m | US\$5,000  |
| \$50 m - 250 m  | US\$2,500  |
| \$25 m - 50 m   | LN 会費を適用   |
| <\$25 m         | LN 会費を適用   |

附表(1)は、国連 GC の公開している年会費表である。その US\$金額を、国連 GC と合意した計算方法に基づく為替レートによって円換算し、半額としたものが、次年度における 2(1)の年会費算出基準である。以降同様に算出するが、前年からのレート変動が 10%未満の場合は、前年と同じ会費金額となる。半額措置は、2023 年、2024 年の年会費に於て行われる。

2022年12月13日改訂

2023年 4月1日施行